

第1部

序

論

第1章 長期総合計画策定に当たって

第2章 糸島市を取り巻く環境変化と課題



第1部 序論

第1章 長期総合計画策定に当たって

1 計画の位置付けと役割

第1次糸島市長期総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、本市の最上位計画として位置付けられます。本計画は、市民に対して市の将来像とその実現に向けた方向性を示すとともに、今後10年間に市が取り組むべき政策・施策の拠りどころとして、市民と共通の認識を持ち、ともにまちづくりを進めていくための羅針盤となります。

また、本計画は、合併時に策定した「新市基本計画」の考え方を基本としながら、各分野別計画の指針となるものです。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 新市基本計画を骨格とした計画

合併協議において策定した「新市基本計画」は、合併後10年間の新市のまちづくりの基本的な方針となるものです。合併前に住民へ説明し、合併後のまちづくりの方向を約束した計画であり、その内容は糸島市に引き継がなければなりません。そのため、本計画は、新市基本計画を骨格としたものとします。

(2) 合併効果を発揮させる計画

旧1市2町の枠組みでは対応できなかった課題を解決するとともに、合併効果を生かした行財政の健全化や財政基盤の強化に取り組むことで、将来にわたり健全で安定的な行政経営を可能とする計画とします。

(3) 均衡ある発展を目指した計画

本市は、合併によって都市部から農山漁村部に至る多様な地域特性を有することとなりました。そのため、すべての地域を画一的な扱いとするのではなく、地域特性を生かした均衡ある発展を目指した計画とします。

(4) 実効性、効率性、納得性の高い計画

統計などの客観的なデータや市民の意見から現状分析を行い、課題と特性を抽出し、これに即した実効性のある施策を講じることとします。

また、具体的な施策に対して「達成目標」を設定することで、確実な進捗を目指し、効率的で市民の納得が得られる計画とします。

(5) 重点プロジェクトを示した計画

長期総合計画は、幅広い分野の内容を盛り込むこととなります。そこで、限られた行政資源で効率的に地域課題を解決するため、重点プロジェクトを設定し、「選択と集中」の考え方を取り入れた計画とします。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成します。

● 基本構想

本市が目指すべき将来像、市民行動指針、10年後の目標人口を示したうえで、まちづくりの基本理念を掲げ、成長戦略、基本目標と、それを実現させるための政策、土地利用の基本方針を明らかにします。

計画期間は、平成23年度から平成32年度の10年間とします。

● 基本計画

基本目標に基づき、重点プロジェクト、施策を示します。また、計画の実効性を高めるため、施策ごとに達成目標を設定します。

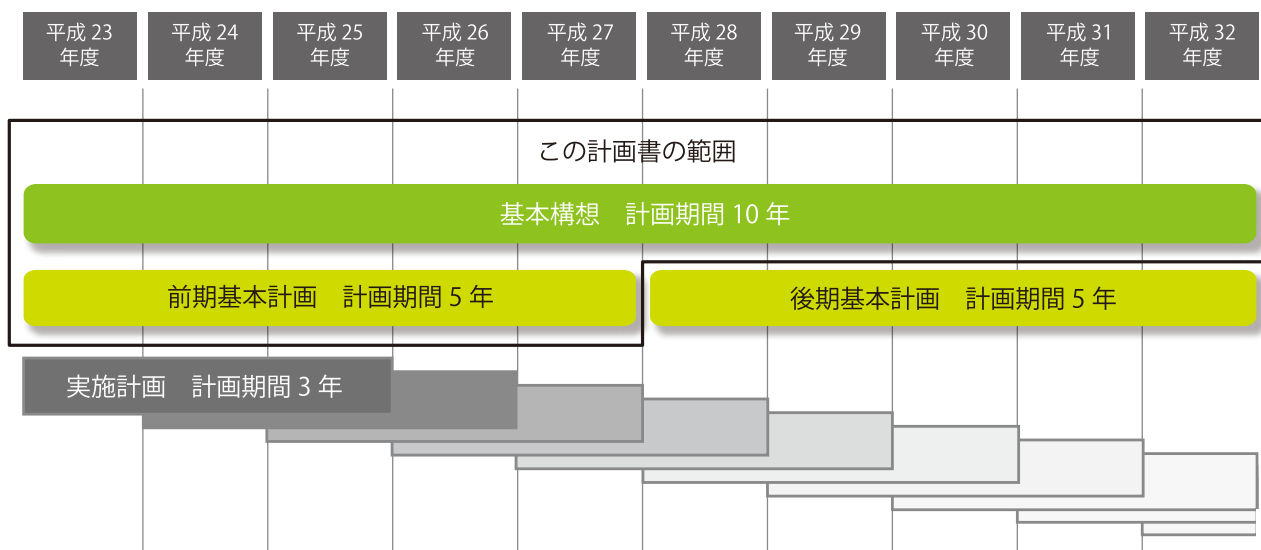
計画期間は、前期と後期に分け、前期基本計画は平成23年度から平成27年度までの5年間とします。後期基本計画は、平成28年度から平成32年度までとし、別途定めます。

● 実施計画

基本計画に掲げる施策を具体化するため、事業の手法、事業費などを定めます。

計画期間は3年間とし、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、ローリング方式※によって、毎年度、検証と見直しを行います。

なお、実施の必要性や効果を考慮したうえで、この実施計画に盛り込まれた事業については、予算措置を行い、確実に実施します。



用語解説

- ローリング方式……………実績や社会状況の変化に合わせて、毎年、計画を見直す方式。